

第1回 千歳市景観計画検討会議 議事概要

日 時：令和2年8月5日（水）13：30～15：00

場 所：千歳市議会棟大会議室

出席者：（委員出席者）小林委員（座長）、廣島委員（副座長）、斉藤委員、瓜生委員
山口委員、南雲委員、曙委員、北原委員、村中委員

（委員欠席者）伊藤委員、安田委員、小野委員

（代理出席者）中澤氏（小野委員代理）

（オブザーバー）千歳市景観アドバイザー 中井 和子 氏

千歳市教育委員会教育部 埋蔵文化財センター 久保田センター長

（事務局）企画部部長、企画部次長、企画部まちづくり推進課長ほか3名

1. 依頼状の交付

2. 開会

3. 千歳市挨拶

4. 座長・副座長選任

座長に小林委員、副座長に廣島委員が選任された。

5. 座長挨拶、副座長挨拶（途中出席により、会議の最後に挨拶）

6. 議事

【議事録の作成及び公表について】

議事録として発言内容を要約した会議概要を事務局が作成し、座長、副座長が確認した上で、市ホームページにおいて公開することが決定された。

【代理出席の取り扱いについて】

委員が都合により出席できない場合に限り、代理出席を認めることが決定された。

【第1部】

- 1 景観に関する基本情報について
- 2 景観計画策定及び景観条例制定について
- 3 策定体制、策定の流れ、策定スケジュール、検討事項について

（事務局）

（会議資料に沿って説明）

資料について、1点訂正がある。資料5ページ、「目標 令和2年7月」を「令和3年7月」に訂正を訂正する。

(座 長)

事務局より説明がありましたが、以上の説明を受けまして景観アドバイザーの中井様アドバイスがありましたらご発言願いたい。

(景観アドバイザー)

既存の計画である「都市景観ガイドプラン・ガイドライン」を策定したのは平成 14 年頃であるので、その時はキウス周堤墓群の世界遺産登録の話はなく、策定時とは千歳市を取り巻く状況が大きく変わってきている。

現在千歳市は北海道の景観計画が適用となっているが、これは道内全域に適用されているものであり、概括的に定められたものである。

今回の景観計画は、千歳市らしいものとするため、千歳市の特徴や市民の生の意見を取り入れるような形で策定していけるとよい。

「景観」は広い意味を指し、自然や農地も含めて「景観」であるが、既存の計画は「都市」に重点を置き策定されたものであるため、今回の景観計画は自然や農地等も含め、千歳市全体の「景観」を検討して行ければ良いと考える。

(委 員)

会議資料 6 ページの計画の位置づけを説明するページでは、「景観法に基づいて景観行政団体が景観計画を策定する。知事の合意を得て景観行政団体となる。」とあるが、知事に同意を得る際の要件等があれば教えていただきたい。

(事務局)

特段、要件はなく、市町村が手を上げれば認められるものである。景観行政団体になると、道が行っていた景観行政を市町村が担うようになる。

【第 2 部】

5 キウス周堤墓群の世界遺産登録について

6 景観計画区域、(仮称)景観重点区域について

7 (仮称)景観重点区域の景観づくりの考え方について

(事務局)

(会議資料に沿って説明)

(委 員)

本検討会議では、キウス周堤墓群のみの景観計画を検討するのか、千歳市全体の景観計画を検討するのか教えていただきたい。

(事務局)

本検討会議では、キウス周堤墓群のみではなく、千歳市全体の景観計画を検討することとなる。

(委 員)

次回会議時に、キウス周堤墓群に限らず、千歳市全体についての意見を申し出ればよいか。

(事務局)

次の第 2 回検討会議ではキウス周堤墓群周辺の景観づくりについて検討する予定であるが、意見については会議の場のみではなく、事務局で随時受け付けたいと考えているので、ご意見がある場合は、キウス周堤墓群周辺の景観づくりに限らず、千歳市全体の景観づくりに関することを含め、事務局まで申し出ていただきたい。

(景観アドバイザー)

世界遺産登録の基準に「完全性」や「真実性」などがあると思うが、これらを証明するにあたり、自然を相手にするもの、例えば樹木などについて、どのように考えたら良いかわからない。

キウス周堤墓群の景観づくりの方針案で、「縄文文化が感じられる」となっているが、縄文時代がどうだったかは、今となってはわからないので、「景観」の視点でどのように考えたら良いかわからない。

視点場を設定しているとのことであるが、どのような基準で設定したか教えていただきたい。

(埋蔵文化財センター)

視点場は、キウス周堤墓群を眺望できる場所のうち、不特定多数が自由に見ることができ、阻害要因がなく、視線を遮らず、かつ立ち入っても遺産に影響を与えない場所を設定している。

(仮称) 景観重点区域の景観づくりの考え方であるが、例えば樹木については、保全することが基本となると考えているが、遺構上の樹木は、災害等で倒木すると、地下遺構が破壊される恐れがあるため、計画的に伐採していくことが必要であると考えている。

(景観アドバイザー)

樹木は育っていくものなので、生長した木や枝葉などで、視点場からの眺望が遮られることもあると考えられるので、その際の対応を考えておくべきである。

視点場の捉え方は事前に確認しておくべきであり、現在、視点場からの眺望がどのように見えるかを整理する必要があると考える。

実際にキウス周堤墓群に行ったことがないので、視点場からの眺望が確認できるような写真等の資料があったほうが良いと思う。

(事務局)

キウス周堤墓群は訪れたことがない人も多くいると思うので、次回会議時には、写真などで視覚的に認識できるような資料を用意できるよう検討する。

(委員)

本日も説明いただいたことで、本件の概要について理解でき、世界遺産登録へ向け、キウス周堤墓群を含めた、市全体としての景観計画策定、景観条例制定を早急に行わなければならないことについても理解した。

また、キウス周堤墓群の自然を保全していくにはどうしたら良いかなど、非常に難しい課題ではあるが、決めなければならないことについて理解した。

世界遺産登録は、是非実現していただきたいので、世界遺産登録に繋がる計画ができるよう協力したいと考えている。

次回の会議で方針案について議論し、最終的に本会議として文章をまとめることになると思うが、イメージがつかない。

基本方針をまとめるのみなのか、より具体的な施策を検討するか教えていただきたい。その辺がわかれば、その考えに沿った形で意見を考えたいと思う。

(事務局)

本会議については、基本方針を決める場として考えていただきたい。

(仮称) 景観重点区域については、本日は基本となる方向性を説明したのみであり、現状では具体的に決まっているものはない。

(事務局)

世界遺産登録については、現在「北海道・北東北の縄文遺跡群」の関連資産を有する4道県で登録を目指しているものである。届出の対象となる行為については、一定の指針が定められていることから具体的な景観誘導のための基準については、これを基本として検討していきたいと考えている。

7. 第2回検討会議の概要・日程調整

(事務局)

(会議資料に沿って説明)

新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を踏まえながら、会議の方法も含めて8月下旬以降に開催する方向で検討する。

<その他>

【現地視察について】

(事務局)

2回目の検討会議では、キウス周堤墓群周辺の景観づくりについて検討することを予定しているが、キウス周堤墓群を見たことが無い委員もいると思うので、希望があれば現地視察を行うことも可能である。

現地視察を行う際は、埋蔵文化財センターから遺跡について説明をさせていただく。

現地を見たいという希望があれば申し出ていただきたい。

【意見の随時受付について】

(事務局)

本会議はスケジュールがタイトであり、検討会議だけでは委員皆さまの意見を聞く時間に限りがあるため、何か質疑やご意見等があれば、事務局で随時受付し、次回会議でご説明したいと考えている。

質疑等あれば、事務局までご連絡いただきたい。

以 上